

令和 8 年度

戸 塚 西 公 民 館 運 営 審 議 会

日 時：令和 8 年 7 月 3 日（金）

1 7 時 0 0 分～

場 所：戸塚西公民館 講座室

次 第

1 開 会

2 会長・副会長挨拶

3 議事

(1) 令和 7 年度主催事業等実績報告について

(2) 令和 8 年度主催事業等実施予定について

(3) その他

4 閉 会

第 1 8 期 戸塚西公民館運営審議会委員名簿

任期：令和 8 年 7 月 1 日～令和 1 0 年 6 月 3 0 日

(順不同、敬称略)

◎→会長

○→副会長

氏 名	現在の公職	条例第 3 条該当名
◎大 森 弘	差間町会長	社会教育関係者
○谷 川 雅 一	上戸塚町会長	社会教育関係者
織 本 寛 之	差間小学校長	学校教育関係者
園 部 隆 男	行衛町会長	社会教育関係者
簗 口 竹 蔵	一本木町会長	社会教育関係者
室 井 勝	平沼町会長	社会教育関係者
森 田 雅 久	差間町会副町会長	社会教育関係者
内 山 美 夫	行衛町会副町会長	社会教育関係者
長 春 代	上戸塚町会会計監査	社会教育関係者
佐 山 道 浩	戸塚西公民館地区 レクリエーション協会理事長	社会教育関係者
厚 川 葉 子	民生委員・児童委員	家庭教育の向上に資する活動を行う者
鹿 野 愛 子	民生委員・児童委員	家庭教育の向上に資する活動を行う者
榑 原 秀 忠	川口市議会議員	知識経験者

座 席 表

令和8年7月3日(金)17時00分

公民館運営審議会【講座室】

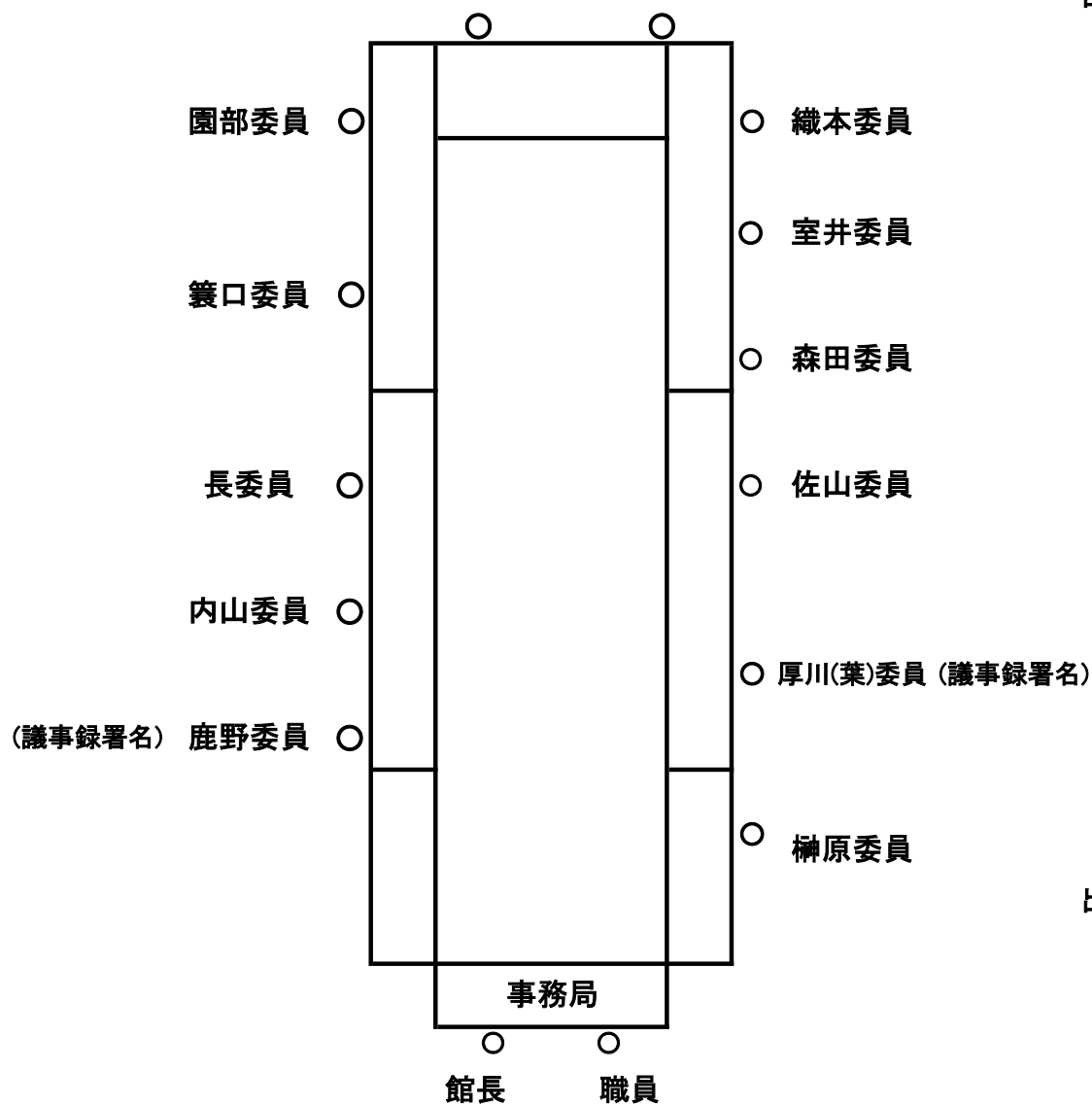
(会 長)

(副会長)

大森委員

谷川委員

出入口



傍聴人席

※ 委員 13

1 令和7年度 主催事業等実施報告について

(1) 講座・教室等事業実施状況

ア. 一般教養に関する講座（4回以上）

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講 師
若返り健康講座	健康講座 募集人員：50人/月 参加延人数：198人	4月～3月の原則 第3火曜日 全12回 13:00～15:00 講座室	埼玉県健康管理士会 佐藤 玲子 他19名

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講 師
ストレッチ& ピラティス	高齢の方や運動不足が気になる方を対象に、簡単に実践可能な方法について講義と実際に体を動かして学ぶ。 募集人数：15人 参加延人数：49人	10月2日～10月16日 及び30日 の木曜日 全4回 13:30～15:30 日本間	日本能力開発推進協会 ピラティス インストラクター 鈴木 鏡子

イ. 実務実技に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講 師
川口市民大学 (情報コース)	スマホの基本操作の確認や知っておくべき機能について学び、LINEを使って楽しむ。 募集人数：15人 参加延人数：59人	6月5日～6月26日の 毎週木曜日 全4回 10:00～12:00 講座室	PCインストラクター アトリエガユウ 宮田 学

ウ. その他の講座

①一般対象に関する講座

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講 師
社会教育関係団体 リーダー研修会 (人権問題理解講座)	公民館利用について理解を深める 人権問題について正しく理解する ※クラブリーダー 48人参加	6月27日(金) 19:00～20:30 レジメ啓発冊子配布 視聴覚ホール	公民館職員
オンライン講座	料理動画 「北欧風鮭と根菜のクリームスープ」	令和7年12月下旬～	公民館職員
手作りキムチ教室	みんなで美味しいキムチを作る。 募集人数：15人 参加延人数：14人	2月14日 13:00～17:00 料理実習室	周東 まさ子

②子ども対象に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講 師
おはなし会 (かたりべ)	童話・民話の「かたり」を聞く。 参加延人数：6回・41人	毎月第2土曜日 (5月を除く) 11:00～11:30 日本間	かたりべの会
ボランティア事業 読み聞かせの会	昔話の読み聞かせ、わらべ唄などを 楽しむ。 参加延人数：57回・1,095人	毎週水曜日 (休日を除く) 11:00～11:30 16:00～16:30 図書コーナー・日本間	てんとう虫文庫
子どもパン作り 教室	楽しみながらパン作りを学ぶ。 ふわふわウインナーロールパン 募集人数：小学生各20人 参加延人数：24人	7月29日・7月30日 10:00～14:00 料理実習室	国際クッキング スクール校長 専門調理師 内堀 恵子
おもしろ科学 体験教室	①風船スライムや忍者スライム、水 に浮くカラフルイクラを作ろう ②ちりめんモンスターを探して素敵 なチリモンストラップを作ろう 募集人数：小学生各20人 参加延人数：19人	8月21日 ①10:00～12:00 ②13:30～15:30 講座室	おもしろ彩エンス クラブ代表 小林 久美恵

エ. イベント事業

事業等の名称	実施日
第34回戸塚西公民館地区文化祭	11月8日(土)
参加延人数：42団体・1,890人	11月9日(日)

(2)施設の使用状況等

ア. 施設使用状況

使用件数	利用者数（人）
4,680	41,147

イ. 行政サービス取扱状況

①粗大ごみ処理手数料納付券（１枚３１０円）の交付

件数	枚数	金額(円)
21	53	16,430

②粗大ごみ処理手数料納付券（１枚１５５０円）の交付

件数	枚数	金額(円)
6	14	21,700

③市税収納

税 目	件 数	金額（円）
市県民税	0	0
固定資産税	0	0
軽自動車税	0	0

④住民票の写し・戸籍事項証明の交付

税 目	件 数	金額（円）
住 民 票	0	0
戸籍事項証明	0	0

2 令和8年度 主催事業等実施予定について

(1) 講座・教室等事業実施状況

ア. 一般教養に関する講座（4回以上）

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講 師
若返り健康講座	健康講座 募集人員：50人/月	4月～3月の原則 第3火曜日 全12回 13:00～15:00 講座室	埼玉県健康管理士会 佐藤 玲子 他19名

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講 師
ストレッチ& ピラティス	高齢の方や運動不足が気になる方を対象に、簡単に実践可能な方法について講義と実際に体を動かして学ぶ。 募集人数：15人	11月12日～12月3日 の木曜日 全4回 13:30～15:30 日本間	日本能力開発推進協会 ピラティス インストラクター 鈴木 鏡子

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講 師
川口市民大学 (人文・社会科学 コース)	日本の近代史を主導し、幕末から明治にかけて活躍した、小栗上野介、西郷隆盛、渋沢栄一の波乱万丈の人生を通じて、その功績を学ぶ。	2月3日～2月24日の 毎週水曜日 全4回 14:00～16:00 講座室	歴史研究者 中鉢 英美

イ. 実務実技に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講 師
スマートフォン 入門講座	スマホの基本操作の確認や知っておくべき機能について学び、もっとスマホを使って楽しむ。 募集人数：15人程度	6月2日～6月16日の 毎週火曜日 全3回 10:00～12:00 講座室	PCインストラクター アトリエガユウ 宮田 学

ウ. その他の講座

①一般対象に関する講座

講座等の名称	学習内容・参加人数等	日時・場所等	講 師
社会教育関係団体 リーダー研修会 (人権問題理解講座)	公民館利用について理解を深める 人権問題について正しく理解する ※クラブリーダー 50人参加	6月26日(金) 19:00～20:00 レジメ啓発冊子配布 視聴覚ホール	公民館職員
オンライン講座	未定	未定	公民館職員

②子ども対象に関する講座

講座等の名称	学習内容・募集人数等	日時・場所等	講師
ボランティア事業 読み聞かせの会	昔話の読み聞かせ、わらべ唄などを 楽しむ。	毎週水曜日 (休日を除く) 11:00～11:30 16:00～16:30 図書コーナー・日本間	てんとう虫文庫
子どもパン作り 教室	楽しみながらパン作りを学ぶ。 かわいい動物パン 募集人数：小学生20人	7月29日 10:00～13:00 料理実習室	国際クッキング スクール校長 専門調理師 内堀 恵子
おもしろ科学 体験教室	①植物を観察したり仲間分けをしたりして、葉脈拓本エコバッグをつくらう ②3D万華鏡をつくらう 募集人数：小学生各20人	8月19日 ①10:00～12:00 ②13:30～15:30 講座室	おもしろ彩エンス クラブ代表 小林 久美恵

エ. イベント事業

事業等の名称	実施日
第35回戸塚西公民館地区文化祭	11月7日(土)
	11月8日(日)

○川口市公民館運営審議会条例

平成 1 1 年 1 2 月 2 1 日

条例第 4 8 号

改正 平成 2 4 年 3 月 2 7 日 条例第 2 3 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号)第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、
公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2 以上の公民館について 1 の審議会を置くことができる。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(平成 2 4 条例 2 3 ・追加)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成 2 4 条例 2 3 ・旧第 3 条繰下)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成 2 4 条例 2 3 ・旧第 4 条繰下)

(会議)

第 6 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成 24 条例 23・旧第 5 条繰下)

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(平成 24 条例 23・旧第 6 条繰下)

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(平成 24 条例 23・旧第 7 条繰下)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平成 24 条例 23・旧第 8 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

- 2 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和 46 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 23 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

社会教育法 第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人(この章中以下「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

----- メ モ -----

令和8年度戸塚西公民館運営審議会
令和8年7月3日(金)17:00～
戸塚西公民館 講座室